

常滑市火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月19日

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市条例第34号

常滑市火入れに関する条例の一部を改正する条例

常滑市火入れに関する条例（昭和60年常滑市条例第2号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき、又は火災警報が発令されたときは</u>、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき、又は火災警報が発令されたときは</u>、直ちに消火しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは</u>、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、<u>又は強風注意報、異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときは</u>、直ちに消火しなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。